

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、
 地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 通所介護 2 (介護予防)通所リハビリテーション 3 地域密着型通所介護 4 (介護予防)認知症対応型通所介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
	又は ①に占める③の割合が25%以上		有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人		

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること

備考2 常勤換算等の計算は正確に行ってください。計算に誤りがあった要件を満たせないことが後日判明した場合は、すでに受領した当該加算分に係る介護報酬を、所定の手続きにより返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

備考3 上記全ての算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所において適切に保管してください。

備考4 当該届出を行った後の配置割合の計算について

(1) 新規事業所などで前年度実績が6月未満の場合は、毎月継続的に直近3月間の配置割合を計算し、所定の割合を維持しなければなりません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）

(2) 前年度実績が6月以上ある事業所の場合は、前年度実績で配置割合を計算するため、毎月の計算は不要です。ただし、次年度以降も継続して加算を算定する場合は、毎年3月に前年度実績となる11月間（4月～2月）について配置割合の計算を行い、次年度に係る加算の算定要件が満たされているか再確認してください。計算の結果、引き続き加算の算定が可能な場合は、年度ごとに改めて届出する必要はありません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）